

権利義務に関する意思の伝達

行政の行う行為の中心はいわゆる「行政行為」であり、行政行為の多くは行政処分としての強い公権力を伴う場合が多い。このため、行政の意思表示と伝達は的確かつ明確に住民に届く必要がある。行政の ICT 化等アナログからデジタルへの進化が進む中で、行政による決定書・処分書等の住民に対する意思表示の送達の有在方を再検討し充実させることは、権利義務に関わる課題として極めて重要となる。アナログ時代に課題となった具体的事例として、国民健康保険被保険者証の交付がある。国民健康保険制度は、周知のとおり被用者保険等適用者以外の国民全体を被保険者とし、疾病、負傷等に関して必要な給付を行う制度である。2017年度までは市町村が保険者とされたが医療行財政の持続性の面から2018年度からは市町村とともに都道府県も保険者とする制度に移行している。国民健康保険被保険者証(以下、被保険者証)の交付は、自治事務として保険者たる市町村が行うことが基本とされている。この被保険者証の交付事務に関して課題が生じていた。

被保険者証の市町村による具体的な交付方法は、郵便による①簡易書留方式、②特定記録郵便方式、③普通郵便方式、そして④直接交付方式の大きく四つに分けられる。①簡易書留方式は、郵便局で被保険者証の郵送引き受けと配達記録のみを行い、配達先で受領印等を受ける方式である。この方式の場合は、単に郵便受け等に投函することは許されないため、確実に被保険者証を被保険者に届けることができる反面、不在であると届けることができないデメリットがある。②特定記録郵便は、郵便局で被保険者証の郵送引き受けと配達記録のみを行い、配達先で受領印等を受けることはなく、郵便受けへの投函も可能であり、投函した日時記録等は追跡可能で配達の実実は確認可能である。不在でも受領できる反面、郵便受けへの投函が可能であるため被保険者の受け取りの確実性が低下する。③普通郵便は、郵便ポストが基本であり配達記録等はなく、被保険者への配達の実実を確認することはできない。④直接交付方式は、事前に広報等で被保険証の更新等を連絡し、被保険者に市町村の窓口に来てもらい交付する方法で、本人確認の上、確実に被保険者証を手渡すことができる。

直接交付方式は、確実に被保険者に交付することが可能な一方で、被保険者は窓口まで出向いて被保険者証を受け取らなければならない、その負担が大きい点が課題となる。とくに、都市部・非都市部を問わず高齢化の進展や共働き世帯の増加、そして非都市部を中心に市町村合併による行政窓口への遠距離化等の問題が生じており、直接交付を原則とすることには実務的にも課題が多い。簡易書留方式は、確実に配達できるものの市町村側のコスト負担が大きくなり、小規模自治体ではとくに財政負担の課題が大きくなりやすい。こうした諸事情から、特定記録郵便や普通郵便での交付を行うケースも少なく、特定記録郵便や普通郵便の場合は、郵便受けに投函されることから窃盗等の犯罪行為が生じるケースがある。2005年に普通郵便で郵送された被保険者証が郵便受けから盗まれ、銀行口座の開設等に悪用される事案が生じている。集合住宅の郵便受けを狙った犯行で、50通以上の被保険者証が盗まれたとされ、銀行口座の虚偽開設に結び付いている。国民健康保険証は、マイナンバーの交付率や公的証明書の電子化が限定的な現段階では、身分を証明する手段の一つとして重要な位置にある。

超高齢化が進むとともに核家族の比率が高まるだけでなく、デジタル化により権利義務に関する意思の伝達は複雑化する。このためアナログ時代のメリット・デメリットが変化し異なる環境となる。その中で、如何に住民の権利義務を担保するかは効率化だけでなく重要な課題となる。